

役員・正会員報酬規程

第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人日本子宮内膜症啓発会議（以下「当会」という）の役員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

2. ここに定める以外の事項は、関係法令、定款、理事会の決定に従うものとする。

第2条（定義）

会務とは、役員および正会員並びにとくに必要を認められた者が行う当会のための業務をいう。

第3条（報酬及び費用の支給）

当会は、役員および正会員への報酬は一切支給しない。ただし、会務に当たる際の労務対価として謝礼および旅費は支給することができる。

第4条（謝礼）

会務に当たる際の謝礼は、以下の各号の定めるとおりとする。但し、拘束時間やプロジェクトへの参画など、関わり方が変則的なものについては、その都度検討する。

- (1) 講演・勉強会での講師：原則として1回5万円（税込）とする。ただし、外部からの講師依頼の場合、依頼側の都合等により事前に講師謝礼が定められている場合は、都度協議のうえ決定する。
- (2) 講演・勉強会での司会、座長：原則として1回3万円（税込）とする。但し、外部からの座長依頼の場合、依頼側の都合等により事前に座長謝礼が定められている場合は、都度協議のうえ決定する。
- (3) 打合せ、ワーキンググループ等会議への出席：一律1万円（税込）とする。但し、委託事業および共同事業など、事業ごとに謝礼基準が設けられている場合は、事業の基準に沿って支払うこととする。

第6条（交通費）

会務に当たる際の交通費は別に定める旅費規程に沿い実費弁償として旅費を支給する。

第7条（雑則）

この規程に定めのない事項については、理事長が理事会に諮って別に定める。

第8条（改正）

当会の経営状況によりこの規程の改廃を行うことがある。

（附則）

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

第2部：給与規程

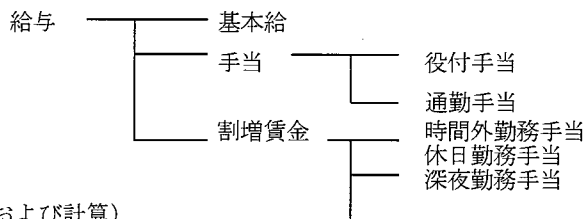
第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、「就業規則」に基づき、職員の給与等について定めたものであり、嘱託、臨時雇、パートタイマー、アルバイトには適用しない。

(給与構成)

第2条 給与は次の構成とする。



(支払形態および計算)

第3条 給与は月給制とする。

2. 欠勤、遅刻、早退、私用外出等があった場合、その他就業規則の定めるところにより不就業について控除する。

(給与計算期間)

第4条 給与計算の対象期間は前月1日より当月末日迄とする。

(給与支払日)

第5条 給与支払日は当月末日とする。ただし、支払日が休日、または金融機関が休業のときはその前日とする。

(給与支払方法)

第6条 給与は、職員が指定する本人名義の預金口座へ全額を振込むことによって支払うものとする。

(控除)

第7条 前条にかかわらず、次に掲げるものは給与の支払のときに控除する。

- (1) 源泉所得税
- (2) 住民税
- (3) 健康保険料
- (4) 雇用保険料
- (5) 厚生年金保険料
- (6) 学会の貸付金等職員代表との書面による協定に基づくもの

第2章 基本給および手当

(基本給の決定)

第7条 基本給は、本人の年齢・学歴・能力・経験・技能・作業内容などを勘案して各人ごとに決定する。

(役付手当)

第8条 役付手当は、「就業規則」第7条の役付者に対し支給する。金額は本人の能力、役職の内容などを勘案して各人ごとに決定する。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、毎日通勤する者で通勤定期券を購入する者に対し、定期券購入費に相当する額を支給する。ただし、通勤経路は学会が指定する。

(時間外手当)

第10条 法定就業時間を超過して労働した場合には時間外勤務手当を、休日に労働した場合には休日勤務手当を、深夜（22時から翌朝5時までの間）に労働した場合には深夜勤務手当をそれぞれ以下の計算式により支給する。ただし、1ヵ月における時間外労働等を集計した時間数に1時間未満の端数がある場合は1時間に切り上げるものとする。

(1) 時間外勤務手当＝

[対象賃金月額 ÷ 1ヵ月平均所定労働時間数 × 1.25 × 時間数]

(2) 法定休日を除く休日勤務手当＝

第8章 雑 則

(健康診断)

第30条 職員には、入所の際および毎年1回以上健康診断を行なう。

(労災補償、業務上の疾病等)

第31条 職員が業務上負傷し、または疾病にかかったときは、「労働基準法」の規定に従って療養補償、休業補償、障害補償を行なう。また、職員が業務上負傷し、または疾病にかかり死亡したときは「労働基準法」の規定に従い遺族補償および葬祭料を支払う。

2. 補償を受けるべき者が、同一の事由について「労働者災害補償保険法」によって前項の災害補償に相当する保険給付を受けるべき場合においては、その価格の限度において前項の規定を適用しない。また、この補償を受けた場合、同一の事由についてはその価格の限度において「民法」による損害賠償を行なわない。
3. 職員が通勤途上の事由により疾病にかかり、死亡し、または治療後において障害が残ったときは、「労働者災害補償保険法」に定めるところにより給付を受けることができる。業務上、通勤途上以外の疾病等の場合は、「健康保険法」による給付を受けることができる。

(慶弔見舞)

第32条 職員の慶弔に関する祝金、及び見舞金に関しては別に定める「慶弔見舞金規定」による。

付 則

1. この規則は令和元年5月1日から実施する。
2. この規則を改廃する場合には、職員代表者の意見を聞いて行なう。

[対象賃金月額÷1ヵ月平均所定労働時間数×1.25×時間数]

(3) 法定休日における休日勤務手当＝

[対象賃金月額÷1ヵ月平均所定労働時間数×1.35×時間数]

(4) 深夜勤務手当＝

[対象賃金月額÷1ヵ月平均所定労働時間数×0.25×時間数]

ただし、1ヵ月平均所定労働時間数＝20日×5時間とする。

2. 時間外勤務手当または休日勤務手当と、深夜勤務手当はそれぞれ独立して支給する。
3. 管理監督の地位にある者に対しては、時間外および休日勤務手当を支給しない。

第3章 昇給

(昇給および昇給時期)

第11条 昇給は勤続6ヵ月に満たない者を除き、原則として毎年4月に基本給、及び手当について行うものとする。ただし、学会の経営状態の著しい悪化その他やむを得ない事由がある場合には、昇給の時期を変更し、または昇給を行わないことがある。

2. 特に昇給を行なうことが適当と認められた者については、前項の規定にかかわらず、特別に昇給を行なうことがある。
3. 昇給の算定期間は、前年の4月1日から当年3月31日までとする。

第4章 賞与

(賞与)

第12条 賞与は原則として年2回支給するものとし、賞与の算定期間および支給日は次のとおりとする。ただし、学会の業績の著しい低下などにより支給月を変更し、または支給しないことがある。

(賞与)

	算定期間	支給日
(1) 夏季賞与	1月1日から6月30日まで	6月30日
(2) 冬季賞与	7月1日から12月31日まで	12月10日

2. 賞与は、支給日に在籍する者に支給する。ただし、賞与算定期間における出勤日数が、所定就業日数の3分の2に満たない者を除く。

(賞与の算定方式)

第13条 賞与は第12条に定める算定期間における学会の経営状態、職員の勤務成績、及び出勤率を勘案して算定する。

第5章 不就業の取り扱い

(途中入所、及び途中退職等の計算)

第14条 給与計算期間の途中で入所、退職、復職、退職、または懲戒解雇以外の解雇をした場合、当該給与計算期間の所定労働日数に対する出勤日数の割合に応じて支給する。

(欠勤、及び遅刻などの計算)

第15条 職員が欠勤をした場合は、次の計算式により賃金を控除する。

欠勤控除額＝[対象賃金月額÷1ヵ月平均所定就業日数×欠勤日数]

ただし、1ヵ月平均所定就業日数＝21日とする。

2. 給与計算期間の全期間を欠勤した場合は、給与の全額を支給しない。
3. 遅刻、早退、または私用外出をした場合は、次の計算式により10分単位で賃金を控除する。ただし、10分未満の時間は1回ごとにこれを切捨てる。
遅刻等控除額＝[対象賃金月額÷1ヵ月平均所定労働時間数×時間数]
ただし、1ヵ月平均所定労働時間数＝21日×5時間

4. 管理監督の地位にあるものに対しては前各項の規定を適用しない。

(休暇中の賃金)

第16条 産前産後のための休暇、育児・介護のための休暇、生理休暇は無給とする。また、就業規則第15条に定める特別休暇中の賃金の支払はそれぞれの定めるところによる。

(休職期間中の賃金)

第17条 休職期間中の賃金は、無給とする。

(臨時休業の賃金)

第18条 学会の都合により職員を臨時に休業させる場合には、休業手当として休業1日につき「労働基準法」の定めによる平均賃金の6割を支給する。

(業務上の疾病等による休業の取り扱い)

第19条 業務上の傷病、または通勤災害により休業したものが、「労働基準法」、及び「労働者災害補償保険法」の定めによって保険給付を受ける時は給与を支給しない。

第6章 そ の 他

(実施時期)

第20条 この給与規定は、令和元年5月1日より実施する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 日本子宮内膜症啓発会議	事業年度	平成30年4月1日～平成31年3月31日
-----	-----------------------	------	----------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員受取会費	238,000 円
受取寄付金	9,352,411 円
受取助成金等	3,813,000 円
広告収入	5,616,000 円
機関紙発行 広告収入	756,000 円
冊子販売	35,694 円
受託事業収入	6,475,334 円
受取利息	7 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	26,286,446 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関係	住所又は所在地	貸付 年月日	対価の額	譲渡資産の内容等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人と の 関係	住所又は所在地	役務の提供年月 日	対価の額	役務提供の内容等
			2018.8/8	10,000 円	自治体推進会議出席 謝金
			2018.9/22	10,000 円	自治体推進会議出席 謝金

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 日本子宮内膜症啓発会議	チェック欄
-----	-----------------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 役員の数に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
 - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

✓

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	平成30年4月1日～平成31年3月31日	6人	0人	0%	2人	33.3%
②	年月日～年月日	人	人	%	人	%
③	年月日～年月日	人	人	%	人	%
④	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑤	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑥	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑦	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。
- (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表 (次葉)

ハ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 日本子宮内膜症啓発会議	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		6人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		2人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							就任・退任 年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	
百枝 幹雄		理事		○							平成26年9月 26日就任
甲賀 かをり		理事		○							平成26年9月 26日就任
小林 浩		理事		○							平成26年9月 26日就任
寺川 直樹		監事		○							平成26年9月 26日就任
苛原 稔		監事		○							平成26年9月 26日就任
深谷 孝夫		監事		○							平成26年9月 26日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 日本子宮内膜症啓発会議		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	毎日	7年
仕訳日記帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	毎日	7年
現金出納帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	毎日	7年
預金出納帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	毎日	7年
入金伝票	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	毎日	7年
出金伝票	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	毎日	7年
振替伝票	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	毎日	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更

認定基準等チェック表 (第4表)

(初業)

法人名	特定非営利活動法人 日本子宮内膜症啓発会議	チェック欄
-----	-----------------------	-------

4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること

イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと

ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

✓

イ

項目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時のにおける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次業)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 日本子宮内膜症啓発会議	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同意 <input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限り)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人 日本子宮内膜症啓発会議
-----	-----------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
	✓					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1"> <tr> <td>事業年度</td> <td></td> <td>設立年月日</td> <td></td> </tr> </table>		事業年度		設立年月日	
事業年度		設立年月日			

（注意事項）

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 日本子宮内膜症啓発会議	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ